

## 5 学則

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 学年、学期、休業日等（第6条～第10条）
- 第3章 教育課程及び教科書等（第11条～第13条）
- 第4章 修了及び卒業の認定等（第14条～第16条）
- 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等（第17条～第30条）
- 第6章 賞罰（第31条・第32条）
- 第7章 授業料等（第33条）
- 第8章 職員組織（第34条）
- 第9章 補則（第35条）
- 附則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、神奈川県立港北高等学校と称する。

(目的)

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位置)

第3条 本校は、横浜市港北区大倉山七丁目35番1号に置く。

(課程、学科及び定員)

第4条 本校は、全日制の課程・普通科を置き、その生徒の定員は、別に定めるところによる。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 第2章 学年、学期、休業日等

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）
- (2) 日曜日及び土曜日

- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長があらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29号に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第5条第1項に定める学年で通算して60日以内とする。

(臨時休業)

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(振替授業)

第10条 校長は、教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

### 第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第11条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第12条 本校で使用する教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学大臣において著作権を有するもので、神奈川県教育委員会の採択したものとする。

(教科書以外の教材)

第13条 校長は、必要かつ適切と認める場合は、準教科書(教科書の発行されていない教科の科目の主たる教材として使用する教科用図書をいう。)又は副読本等の教材を使用することがある。

### 第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第14条 校長は、各学年の課程の修了を認定するにあたっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第15条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第16条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

### 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願の手続)

第19条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学の許可及び入学者の選抜)

第20条 入学は、校長が許可する。

2 入学志願者に対する選抜は、神奈川県教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。

(入学の手続)

第21条 選抜に合格した者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(転学)

第22条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第25条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により休学又は退学をしようとするときは、保護者は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

4 校長は、生徒の休学期間が1年以上にわたるときは、退学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第26条 休学中の生徒が休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、中途退学した生徒が退学後2年以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

(欠席)

第 27 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記して、校長に届け出なければならない。

(出席停止)

第 28 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときその他必要があると認めるときは、その者に対して出席の停止を命ずることがある。

(忌引)

第 29 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、別表の忌引日数基準により許可する。

(氏名又は住所の変更)

第 30 条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に届け出なければならない。

2 保護者の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

## 第 6 章 賞罰

(表彰)

第 31 条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第 32 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 7 章 授業料等

(授業料等)

第 33 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和 33 年神奈川県条例第 3 号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

## 第 8 章 職員組織

(職員組織)

第 34 条 本校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

## 第 9 章 補則

(補則)

第 35 条 この学則の施行に必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和2年度における第7条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同条第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。
- 3 令和2年度における第8条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは、「40日以内」とする。

附 則

この学則は、昭和47年3月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年2月21日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年3月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条第 2 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 91 条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

別表（第 29 条関係）

忌引日数基準

死亡した者	日数
1 親等の直系尊属（父母）	7 日
2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日